

## 第8回全日本ブラックアンドホワイトショウ衛生対策要領

### 1 目的

第8回全日本ブラックアンドホワイトショウ(以下「ショウ」という。)開催にあたり、伝染性疾病等の発生予防及び発生時における適切な衛生対策を実施し、出品牛の健康と会場の衛生管理を図ることにより、ショウの円滑な運営に資するものとする。

### 2 基本方針

ショウ主催者(以下「主催者」という。)及び出品農家は、目的を達成するため、会場及び農場所在地を管轄する家畜保健衛生所の指導・監督のもとに、次の事項を遵守するものとする。

#### (1) 発生予防対策

- ア. 飼養衛生管理の徹底と出品予定牛の健康管理。
- イ. 出品予定牛の衛生検査と予防注射の適切な実施。
- ウ. 入場時の出品牛の衛生状況の確認。

#### (2) 衛生管理

- ア. 出品牛の搬入及び搬出時並びにショウ会場及び関係施設の衛生管理の徹底
- イ. 出品牛の健康管理と病気治療の適切な実施

### 3 実施内容

#### (1) 出品牛の衛生要件の確認

- ア. 結核病及びブルセラ病の検査を搬入日以前1年以内に実施し、陰性が確認されていること。
- イ. ヨーネ病検査(ELISA 検査)を搬入日以前6カ月以内に実施し、陰性が確認されていること。なお、出品牛は国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づきカテゴリーⅠに区分される農場で飼養されていること。カテゴリーⅡに区分される農場から出品する場合には、3ヶ月以上の間隔をあけたエライザ法による抗体検査2回及び分離培養又はリアルタイム PCR による検査1回を実施し、陰性が確認されており、最終発生から6ヶ月を経過していること。
- ウ. 牛呼吸器病6種混合ワクチン(牛伝染性鼻気管炎・牛ウィルス性下痢-粘膜症1型2型・牛パラインフルエンザ・牛RSウィルス感染症・牛アデノウィルス感染症)の予防注射を、搬入日以前3週間以上6カ月以内に実施していること。
- エ. 真菌症等の皮膚病及びイボ等がなく体表(乳房含む)に異常がないこと。

#### (2) 出品牛の共進会場搬入時の衛生対策

- ア. 主催者は、静岡県家畜衛生担当者の指導のもとに、出品牛の搬入時に別紙様式第1号及び第2号に基づく証明書の提出を求めるとともに、健康状態を確認して搬入を認めるものとする。
- イ. 主催者は、都道府県家畜衛生担当者の協力を得て、搬入日前3カ月以内の当該出品牛の飼養地域における、重大な疾病の発生把握に努めるとともに、発生の情報があった場合には、静岡県と協議の上、地域を定め、牛の搬入を認めないことができることとする。
- ウ. 主催者は、出品牛の輸送に使用した車輛等について、静岡県東部家畜保健衛生所の指示により、消毒を実施するものとする。

#### (3) 出品牛のショウ開催時の衛生対策

- ア. 主催者は、ショウ会場内に家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)第12条に基づく家畜診断所、隔離所、汚物だめ等、伝染性疾病の発生予防に必要な施設を設置するものとする。
- イ. 家畜診断所の家畜診療業務は往診対応とし、静岡県東部農業共済組合家畜診療所の獣医師を診療業務に従事させる。
- ウ. 出品牛の診療については、家畜診断所の獣医師を診療業務に従事させるものとする。  
また、家畜診療所以外の獣医師が診療した場合には、診療報告書を家畜診断所に提出するものとする。
- エ. 出品牛に伝染病の疑いがある場合は、静岡県東部家畜保健衛生所の指導・監督のもと、必要な検査、診断等を行うとともに、出品牛の搬入・搬出時、その他必要と認められる場合には消毒を行うものとする。
- オ. 家畜伝染病が発生した場合には、家伝法の定めるところにより防疫処置を実施することとする。

### 4 その他

その他必要事項は、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び各都道府県家畜衛生担当課の指導のもと、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

## 別紙様式第1号

第8回全日本ブラック&ホワイトショウ出品家畜検査証明書					
出品者	住 所				
	氏 名				
出品牛	個体識別番号				
	生 年 月 日				
検査の種類	実施年月日	検査方法	結果	摘 要	
ブルセラ病					
結 核 病					
ヨ ー ネ 病					
平成 年 月 日					
家畜保健衛生所長					印

## 別紙様式第2号

第8回全日本ブラック&ホワイトショウ出品家畜予防接種済書					
出品者	住 所				
	氏 名				
出品牛	個体識別番号				
	生 年 月 日				
予 防 注 射 名	実施年月日	実施者氏名	予防液		摘 要
			製造所名	Lot 番号	
牛呼吸器病6種混合					
平成 年 月 日					
(接種獣医師*) 氏名					印

\*家畜保健衛生所がワクチン接種を確認出来る場合は家畜保健衛生所長名でも可。